

(別紙2)

令和5年3月24日

総務大臣
松本剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱昇

答申書

令和5年1月20日付け諮問第3160号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令案等に修正を加えた上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)
案件番号:145210033

意見提出者一覧
意見提出者 9件(法人:9件)

(提出順、敬称略)

| 受付. | 意見提出者 |
|-----|-------------------------|
| 1 | 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 |
| 2 | 日本通信株式会社 |
| 3 | 株式会社NTTドコモ |
| 4 | 西日本電信電話株式会社 |
| 5 | 東日本電信電話株式会社 |
| 6 | 株式会社オプテージ |
| 7 | 一般社団法人テレコムサービス協会 |
| 8 | KDDI株式会社 |
| 9 | ソフトバンク株式会社 |

■電気通信事業法施行規則の一部改正

・全般

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|--|----------|
| <p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案に賛同。 ● 総務省において、協議状況について引き続き注視し、制度の見直しや施策実現等の取組を推進することを要望。 | <p>考え方1</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸役務については事業者間の交渉等により合意形成がなされることが基本であると考えますが、長年の間に亘ってモバイル音声卸料金については値下げが行われなかったことを踏まえ、今般、電気通信事業法施行規則等の改正により、卸協議の適正性確保が図られ、事業者間での価格交渉等による卸役務の料金低廉化等が期待できる環境整備を進めていただいたことに感謝申し上げます。 ○ 本来、卸役務については、事業者間の自由で活発な協議によって実現することが望ましいと考えますが、卸元事業者の持つ交渉の優位性や、卸元事業者と卸先事業者間の情報の非対称性を鑑みると、提供が義務化される卸役務の範囲および卸元事業者が卸先事業者に対して開示する情報の範囲を明確化することは、事業者間の円滑な協議の実現に有効であると考えますので、本省令案の考え方に賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、制度運用開始以降も、卸協議の適正化が十分に進み、卸元事業者とMVNO間の協議について問題が生じていないか等について引き続き注視いただくとともに、更なる適正性の向上のため、制度の見直しや施策実現等の取り組みを推進していただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、特定卸電気通信役務に係る規律の整備後も、事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。 | <p>無</p> |
| <p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 省令案に賛同。 ● 「接続」が存在しない、または不十分である機能や役務の開放においては「卸」が非常に重要であり、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、このような機能や役務の開放においては、一定の規律を設けることが適当。 ● 5G（SA方式）に係る協議状況については総務省において特に注視しつつ、必要に応じて更なる制度整備等について検討することを要望。 | <p>考え方2</p> | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|----------|
| <p>○ 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは重要な存在であり、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保は必要不可欠と考えるところ、MNOとMVNO間の卸協議が適切かつ円滑に行われるための制度整備を進めていただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>○ MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類あるところ、「接続」は公平性を重視し、厳格なルールにより運用されることが望ましい一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議により合意形成が図られることが望ましく、「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいてはMNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>○ しかしながら、「接続」が存在しない、または不十分である機能や役務の開放においては「卸」が非常に重要であり、例えばモバイル音声卸役務の料金について、政策的後押しがなされるまで、長期にわたり見直されず高止まりしていたことを鑑みると、適切かつ円滑に第二種指定事業者とMVNO間の卸協議が行われるための環境の整備が求められます。イノベーションを促進する観点から、本来、卸役務に関する規律は最小限とすべきではありますが、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、このような機能や役務の開放においては、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保のために、一定の規律を設けることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p> | <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、特定卸電気通信役務に係る規律の整備後も、事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ MNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務は、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性やMVNOとの情報の非対称性に加え他社からの代替的な卸の調達が困難であることを踏まえると、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保のためにはMNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全てを特定卸電気通信役務とすべきであると考えます。</p> <p>○ この点、本省令案で第二種指定事業者の「携帯電話」、「BWAアクセスサービス」に加えて「セルラーLPWA」を特定卸電気通信役務の対象としてお示しいただいたことは、今後拡大が予想されるIoT市場の競争環境の適正性確保の面から</p> | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|--|-------|
| <p>重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方、特定卸電気通信役務の範囲について、第二種指定事業者が「その利用者に対して現に提供していないものを除く」とされているところ、今後、MNO各社が5G(SA方式)にてスライシングやMECなどの技術を活用した高度なサービス・ソリューションを実現することが想定されることから、MVNOが同時期に同等のサービスを実現するためには、そのサービス仕様等が具体的にになった時点でMVNOとの卸協議について積極的に取り組むことが必要と考えます。 ○ この点、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G(SA方式)を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することとなると考えるため、総務省においては5G(SA方式)に係る卸協議の状況を注視いただきつつ、必要に応じて更なる制度整備等について検討いただくようお願い申し上げます。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p> | | |
| <p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案の考え方に賛同。 ● 卸料金の内訳や卸料金の中長期的な金額水準についても提示いただくことで、卸協議の円滑化が進むことを期待。 ● 総務省においては、今後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、課題が生じていないか等を引き続き注視するようお願いする。 ● 光サービス卸の卸料金は接続料との連動性が確保される必要があり、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要。 | 考え方3 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸電気通信役務の範囲に「光IP電話」が規定されたこと、また、情報提示義務を課す事項については、「接続料相当額の水準を表す指数（接続料相当額指数）」の提示を義務づけることとした本省令案の考え方に賛同いたします。 ○ しかしながら、公正競争の観点、及び事業運営に影響が大きいことから、卸料金の内訳（接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト）や卸料金の中長期的な金額水準についても、今後開示していただくことで、更に卸協議の円滑化が進むことを期待します。 ○ 総務省殿においては、本省令案に基づき、今後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、特定卸電気通信役務に係る規律の整備後も、事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。 | 無 |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|-----------------------|-------|
| <p>○ また、光サービス卸の卸料金については、これまでも意見提起してきたとおり、2015年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p> | | |
| <p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案等について、新たな市場創出の機会減退、また、「卸」における事業者間の自由な対話の阻害されることがないように、適切なルール整備を図ることを要望。 ● 今後もパートナーとの対話において、提供可能な情報を開示し、協議の円滑化に努めていく所存。 | 考え方4 | |
| <p>○ 当社は電気通信市場の更なる発展に向けて、多様なパートナーとともに連携し、新たなサービスの創出を図っていきたくと考えております。このようなサービスの創意工夫の実現にあたっては、多様なパートナーと対話が重要であると考えます。</p> <p>○ 当社はこれまでもMVNOを含むパートナーからのご要望に対して真摯に対応し、課題解決策をご提案する等、協議を通じて合意形成が図れるよう努めてまいりました。</p> <p>○ 今般の省令改正や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下、「MVNOガイドライン」という）改定にあたっては、過度な措置によって、新たな市場創出の機会を減退させることのないよう、また、「接続」と異なる「卸」における事業者間の自由な対話が阻害されることがないように、十分に考慮しながら適切なルール整備を図っていただくことを要望いたします。</p> <p>○ 当社は今後もパートナーとの対話において、提供可能な情報を開示し、協議の円滑化に努めていく所存であり、その考えの下、以下（注1）のとおり意見書を提出致します。</p> <p>（注1）その他のKDD I 株式会社意見</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p> | ○ 御意見については、参考として承ります。 | 無 |
| <p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 | 考え方5 | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|----------|
| <p>におけるNTT東日本・西日本の説明は不十分であり、本省令案の改正の目的に照らしても、より詳細な説明が必要。</p> <p>● 光サービス卸については、その原価の大部分を占める加入ダークファイバ接続料の改定と同時期に卸料金の改定を行うべき。</p> | | |
| <p>○ 本省令案等の改正の目的は、卸役務に関する卸元事業者と卸先事業者間の協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務と料金算定方法の開示義務を卸元事業者に課すことと認識しております。この料金算定方法の開示に先行する取り組みとしては、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく、指定設備卸役務の提供料金等が適正に定められていることの検証があり、卸料金で回収する費用等について説明（情報開示）がなされていますが、次の通り説明が不十分と思われる点があります。卸協議の適正性担保の観点からはこれらについても、より詳細な説明が必要であると考えます。</p> <p>① 東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」といいます。）（以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。）の1ユーザあたり接続料相当額で1割程度の差があるとされ、また、卸料金と接続料相当額の差分で回収されるべき費用について東西で差が生じているとの説明がないにもかかわらず、NTT東西殿の卸料金が同額設定となっており、コスト差分が生じていながら卸料金が同額となる検証結果を妥当とする十分な説明がなされていないこと。</p> <p>② 2015年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていることの理由が明らかでないこと</p> <p>○ 加えて、加入ダークファイバ（シェアドアクセス）の接続料に関しては、年度毎に料金が算定され、4月に単金が改定される場所、原価の大部分を加入ダークファイバが占める光サービス卸に関しては同時期に卸料金の改定がなされていません。卸原価の一部である接続料相当額は接続料と連動するものであるため、接続料改定時には、併せて卸料金の同時期での改定も実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | <p>○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用のガイドライン」に基づく検証においては、NTT東日本・西日本の光サービス卸の代替性が「不十分」と評価され、以降、適正な交渉を促進するための透明性確保を目的として、卸料金と接続料相当額の差分の妥当性をNTT東日本・西日本自身が検証していると承知しています。</p> <p>○ 総務省においては、以上の検証の結果も含め、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。</p> | <p>無</p> |

・卸電気通信役務に関する届出事項の整理（第25条の7）

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------|------------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|----------|----------------|--|-------------|---------------|--|--|
| <p>意見6</p> <p>● 特定卸電気通信役務のうち、通信モジュール向けに提供するものについては、過去に「イノベーションを阻害しないようする観点」から卸届出の対象外としたものであり、今回の省令改正においても引き続き対象外とすることを要望。</p> | <p>考え方6</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ これまで、携帯電話として通信モジュール向けに提供するものは、「イノベーションを阻害しないようにする観点（電気通信事業部会（第66回）議事録より（2015年11月）」から卸届出の対象外と整理されたと認識しております。</p> <p>○ 通信モジュール向けに提供するものは、様々な業種のパートナー企業と連携し、回線とソリューション等をセットで提供することにより新事業・新サービス等のイノベーションを創出するものであり、卸届出制度が整備された当時と今の状況は変わりません。</p> <p>○ パートナー企業を含め、このようなイノベーションを創出する営みを萎縮させないようする観点から、特定卸電気通信役務として通信モジュール向けに提供するものは、卸届出の対象外にすべきと考えます。</p> <p>○ 仮に届出の対象とする場合でも、当該電気通信事業者とパートナー企業との間で秘密保持契約等を締結しているにも関わらず、ビジネスモデルやコスト構造等の秘密情報を開示されることは、イノベーションを創出する営みを萎縮させることから、卸届出の内容は、一切公表すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> | <p>○ 通信モジュール向けに提供する携帯電話又はBWAアクセスサービスについては、電気通信事業者によるイノベーションを阻害しないようにする観点から、詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務の対象から除外しているところであり、通信モジュール向けに提供する電気通信役務については、現在においても引き続きイノベーションを阻害しないようする観点は重要であると考えます。</p> <p>○ そのため、原案を次のとおり修正することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務の対象に、通信モジュール向けに提供する特定卸電気通信役務を加えないこと。 | <p>有</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 左記（注2）の改正案では、これまでの卸電気通信役務の届出対象に、新たに特定卸電気通信役務を加えるものであり、具体的には以下のとおり携帯電話、全国BWAアクセスサービス、セルラーLPWAが追加されると理解いたします。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">現状の届出対象</td> <td style="width: 50%;">特定卸電気通信役務 (追加)</td> </tr> <tr> <td>携帯電話 (3G、3.9-4G、5G)</td> <td>携帯電話 (3.9-4G、5G)</td> </tr> <tr> <td>全国BWAアクセスサービス</td> <td>全国BWAアクセスサービス</td> </tr> <tr> <td>地域BWAアクセスサービス</td> <td>セルラーLPWA</td> </tr> <tr> <td>自営等BWAアクセスサービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※通信モジュールを除く</td> <td>※通信モジュールが含まれる</td> </tr> </table> | 現状の届出対象 | 特定卸電気通信役務 (追加) | 携帯電話 (3G、3.9-4G、5G) | 携帯電話 (3.9-4G、5G) | 全国BWAアクセスサービス | 全国BWAアクセスサービス | 地域BWAアクセスサービス | セルラーLPWA | 自営等BWAアクセスサービス | | ※通信モジュールを除く | ※通信モジュールが含まれる | | |
| 現状の届出対象 | 特定卸電気通信役務 (追加) | | | | | | | | | | | | | |
| 携帯電話 (3G、3.9-4G、5G) | 携帯電話 (3.9-4G、5G) | | | | | | | | | | | | | |
| 全国BWAアクセスサービス | 全国BWAアクセスサービス | | | | | | | | | | | | | |
| 地域BWAアクセスサービス | セルラーLPWA | | | | | | | | | | | | | |
| 自営等BWAアクセスサービス | | | | | | | | | | | | | | |
| ※通信モジュールを除く | ※通信モジュールが含まれる | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 現行の卸電気通信役務と特定卸電気通信役務の重複部分を除くと、結果的</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|-----|-------|
| <p>に、セルラーLPWA及び通信モジュール全般が届出対象として追加されるものと読み取れますが、卸電気通信役務の届出対象の拡大については「接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」という）」において検討・議論は全くなされておらず、左記（注2）のような省令改正を実施することは唐突であり、適切とは考えられません。</p> <p>○ 特に、通信モジュールについては、特定卸電気通信役務の検討範囲としても明示的に取り扱われておらず、研究会において特段の議論もされておられません。この点からも、左記（注2）の改正案は、今回の研究会での議論を反映したものだとは言い難いと考えます。</p> <p>○ なお、現行の卸電気通信役務の事後届出制は、2015年に検討された移動通信分野における禁止行為規制の緩和に関連し、卸売サービスの本格化に伴う影響についても検討された結果、以下のとおり期待と懸念の両方の観点から卸電気通信役務の届出対象が整理され、特定の業務の用に供する通信に用途が限定された通信モジュール（*1）は除外されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多様な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービス創出が期待 ✓ 他方、大規模事業者が提供するものについては、公正競争環境を阻害する懸念 <p>○ 現在も移動通信市場においては、「多様な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービスの創出が期待」され、MNO間での競争が進展している状況に変わりはありません。</p> <p>○ また、今般の卸協議の適正化では、卸電気通信役務に係るMVNO（移動通信サービスを提供する電気通信事業者）等との協議の適正化を図ることを目的に検討され、「ソリューション型役務」の取扱いについては議論の結果、以下のとおり論点整理がなされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「パートナー企業の知的財産権が侵害される場合」については役務の提供を拒むことができる「正当な理由」に該当 ✓ 法人顧客との取引において、回線部分の原価を提示することはMNOが競争上不利な立場に置かれることとなることから、「ソリューション型役務に係る情報提示を求められた場合」については、基本的に情報提示を拒むことができる「正当な理由」に該当 <p>○ 特に通信モジュールは、例えば、カーナビ、遠隔監視端末、位置情報端末、ホームセキュリティ用機器等のサービス提供の付加価値的な1パーツとして、</p> | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|-----|-------|
| <p>パートナー企業の要望を踏まえ、両者協力の下に様々な課題解決を図りながら提供されているものであり、まさに、両者のノウハウ (*2) を織り込んだ個別ソリューションとなります。</p> <p>○ こうした個別ソリューションには、パートナー企業の知的財産権が含まれる可能性が高く、特定卸電気通信役務の提供を拒める正当な理由に該当する可能性も高いと認識しており、このようなものを届出対象に加えることは今般の制度に例外規定を設けた主旨にも沿わないものと考えます。</p> <p>○ 通信モジュールの扱いについて、仮に特定卸電気通信役務の対象とする、さらには届出対象に含めるという制度整理を行う場合には、前述のような状況を踏まえ、改めて慎重な議論を行う必要があると考えます。</p> <p>*1：音声サービス・データサービスの区分にかかわらず、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている携帯電話、PHSまたはBWAアクセスサービス</p> <p>*2：設備、端末、ネットワークの構成、スペック、設定値等を個別カスタマイズして提供するもの</p> <p>(注2) 本省令案による改正後の電気通信事業法施行規則第25条の7第4項の表の上欄二の項</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> | | |
| <p>○ 電気通信事業法（令和5年6月16日施行）第三十八条の二第一項に規定の届出について、現行も実施している電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービスに関する届出（以下、「現行の届出」といいます。）においては、通信モジュール向けに提供するものが対象外とされている一方で、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（以下、「本省令案」といいます。）では特定卸電気通信役務に関する届出について、通信モジュール向けに提供するものが届出対象とされていますが、そうした議論は接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」といいます。）等においても実施されていない理解であり、まずは次のような観点も踏まえ研究会の場で議論すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の届出に関する整理がされた第66回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（平成27年11月10日）においては、「移動通信市場におきまし | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|-----|-------|
| <p>ては、M2Mによる新事業、新サービスの創出が期待をされており（中略）イノベーションを阻害しないようにする観点から、通信モジュール向けのものは除いた」（同電気通信事業部会議事録より抜粋）とされているところ、令和4年版情報通信白書（総務省）においても「スマートフォンやIoTなどを通じて、様々なヒト・モノ・組織がインターネットにつながり、大量のデジタルデータの生成・集積が飛躍的に進展するとともに、AIによるデータ解析などを駆使した結果が現実社会にフィードバックされ、様々な社会的課題を解決するSociety 5.0の実現が指向されている」と記載されているとおり、現時点においてもM2MやIoTによる新事業、新サービスの創出が期待される状況に変化はないと考えられ、特定卸電気通信役務に関する届出においても、イノベーションを阻害しないようにする観点から、通信モジュール向けに提供するものは除くことが適切と考えられること</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信モジュール向けに提供される卸電気通信役務は、回線とサービスを一体で提供することによるBtoBtoX型のビジネスであり、当該ビジネスに係る特定卸電気通信役務については、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下、「MVNOガイドライン」といいます。）の改正案においても、役務提供や情報提示を拒むことのできる正当な理由の一例として挙げられていることから、特定卸電気通信役務に関する届出対象から除外することが適切と考えられること <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | | |

・ 特定卸電気通信役務の範囲（第25条の7の5）

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|----------|
| <p>意見7</p> <p>● 現時点で特定卸電気通信役務に該当するものであっても、今後新規受付停止及び提供終了時期を表明した場合には、速やかに省令・ガイドライン改正によって対応することを要望。</p> | <p>考え方7</p> | |
| <p>○ 3Gサービスは、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案（接続料の算定等に関する研究会（第66回）（2022年12月21日）」）において、終了予定の役務として、特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきとの考え方が示されております。</p> <p>○ 4Gサービス等は、特定卸電気通信役務の範囲に指定されておりますが、一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を停止するとともに提供終了時期を明らかにした場合は、他の二種指定事業者の動向を確認した上で、速やかに省令改正を行い、特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきと考えます。</p> <p>○ また、省令改正が行われるまでの間、一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を停止するとともに提供終了時期を明らかにした場合、当該事業者が4Gサービス等の新たな卸電気通信役務の提供を拒むことは、5Gサービス等への円滑な移行に支障が生じる等の観点から、事業法第38条の2第2項の合理的な拒否事由に該当すると整理すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> | <p>○ 特定卸電気通信役務の範囲については、市場の競争環境の変化に合わせて柔軟に見直すことが必要であると認識しており、今後、新たに特定卸電気通信役務に追加すべき卸電気通信役務が提供開始された場合や、役務提供終了等により除外すべき卸電気通信役務が明らかとなった場合には、必要に応じて対応することが適当と考えます。</p> <p>○ また、特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務を拒むことのできる「正当な理由」については、総務省において、引き続き事例を蓄積し、必要に応じて追加の判断をすることが適当と考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務として、本省令案やMVNOガイドライン改正案で明記されているのは、「当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないもの」、「付加的に提供される役務」のみですが、研究会において整理されたとおり、左記（注3）一号から三号のサービス（以下、「左記サービス」といいます。）の内、下記サービスは同様に特定卸電気通信役務に含まないものと理解しています。</p> <p>【左記サービスの内、適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸電気通信役務に含まないもの】</p> <p>① MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの（5G（SA方式）の一部形態による提供を含む。）</p> <p>② MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定</p> | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---|----------|
| <p>しているもの</p> <p>③ 携帯電話サービス及び全国BWAサービスに付随して提供されるもの</p> <p>④ 競争を目的としていないもの</p> <p>※第65回研究会（令和4年11月30日）資料65-4より抜粋</p> <p>（注3）本省令案による改正後の電気通信事業法施行規則第25条の7の5</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | | |
| <p>意見8</p> <p>● 卸電気通信役務の制度趣旨を踏まえれば、今般の規制の対象は必要最小限の範囲に限られるべき。</p> <p>● 光IP電話については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいとは言えず、現時点においても特定卸電気通信役務とする必要はない。</p> | <p>考え方8</p> | |
| <p><光IP電話を特定卸電気通信役務の対象とすることについて></p> <p>○ 「役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とする」というのが現行の卸役務の制度趣旨であることを踏まえれば、規制対象は卸の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲に限られるべきであると考えます。</p> <p>○ 今回の省令改正案においては、当社の光ファイバを用いたIP電話（以下、光IP電話）を特定卸電気通信役務の対象として整理されていますが、双方向番号ポータビリティの実現までの間の時限的な措置とはいえ、以下の観点を踏まえれば、光IP電話は電気通信事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が大きいとは言えず、現時点においても特定卸電気通信役務とする必要はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料アプリ通話やSNS等の隆盛により、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の1つに過ぎなくなり、競争に与える影響は著しく低下していること ・ 電話サービス市場（固定・モバイル）における当社の光IP電話が占める割合は小さく（約5%）、通話市場自体も縮小傾向であること ・ 接続メニューである優先転送機能を用いた0ABJ-IP電話サービスを自ら提供することが可能であること（現に光コラボとセットで、2社が接続により提供中） ・ ビジネスユーザ（36%）と比べてマスユーザ（19%）におけるひかり電話卸のセット販売率は低く、マス市場における光IP電話の影響度合いは限定的で | <p>○ 今般整備された規律の対象となる卸電気通信役務は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第38条の2第2項の規定のとおり、指定電気通信設備を用いるものであって、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外」です。</p> <p>○ この点、光IP電話については、NTT東日本・西日本の光IP電話卸のシェアは固定電話サービス（050番号を利用するものを除く。）中17.0%（令和4年度第1四半期の電気通信サービスの契約数及びシェアに基づく。）を占めるところ、双方向番号ポータビリティが可能となる令和7年1月までの間については、特に法人利用者において固定電話番号を変更したくないという需要があることを踏まえると、御意見にあるような観点を考慮しても、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、光IP電話を特定卸電気通信役務の範囲に含める本省令案は適当と考えます。</p> | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|--|----------|
| <p>あること</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> | | |
| <p>意見9</p> <p>● 総務省において、制度運用開始時にMNO各社が対象とする役務の適正性を確認するとともに、以降の協議状況を注視し、協議の状況によってルール整備などを検討することを要望。</p> | <p>考え方9</p> | |
| <p>○ 特定卸電気通信役務の対象については、MNOが現に自社の利用者向けに提供していないものは対象から除くと示されているところ、5G（SA方式）については商用サービスや実証実験などが複合的に提供されることも想定され、その解釈はMNOごとに様々であると考えられます。特に5G（SA方式）においては、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」などの主要となる具体的な機能について、特定卸電気通信役務の対象か否かについて明確化することが、MNOとMVNO間の協議の円滑化に寄与すると考えます。</p> <p>○ この点、総務省殿においては、卸協議の適正性・透明性の確保の観点から、制度運用開始時にMNO各社が対象とする役務の適正性をご確認いただくとともに、以降の協議状況について注視いただいたうえで、協議の状況によってはMNO各社による対象役務の適宜公表を求めるためのルール整備などをご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> | <p>○ 総務省においては、特定卸電気通信役務に係る規律の整備後も、事業者間の協議状況等を引き続き注視することが適当と考えます。</p> | <p>無</p> |

・情報提示義務を課す事項（第25条の7の6）

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|--|----------|
| <p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● F T T Hアクセスサービスについても、接続料相当額そのものの提示義務を課すべき。 ● 光サービス卸では、接続料が大きく下がったにもかかわらず、卸料金が高止まりしており、ユーザ料金の低廉化に結びついていない。 ● 光サービス卸は本来接続でも利用できるようにすべきだが、当面光サービス卸が接続を代替するのであれば、接続同等の透明性を確保する制度が必要。光サービス卸では接続と異なり、N T T東西の判断で用意されたサービスを利用することになるが、その中には電気通信事業者である卸先事業者が本来必要としないものも含まれている中で、その対価に係る情報がなければ、卸先事業者が対等に料金交渉することは困難。 | <p>考え方10</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 省令案において「電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数（以下この項において『接続料相当額指数』という。）を提示すれば足りる。」とされている点については、指定設備卸の協議の円滑化の政策をFTTHだけ特別に後退させる必要はないため、接続料相当額そのものを提示する義務を課すべきです。 ○ 指定設備はNTT東西の利用部門を含め、多くの事業者が同じ条件で接続することで、競争が進展し、ユーザ料金の低廉化などのメリットがもたらされます（接続料の算定等に関する研究会第64回会合での当協会資料p4など）。しかし光サービス卸では、接続料が大きく下がったにもかかわらず卸料金が高止まりするなど、ユーザ料金の低廉化に結びついていません（第50回会合での当協会資料p14など）。 ○ 当協会では従来から、光サービス卸は本来接続でも利用できるようにすべき機能であると主張しています。ユーザ単位の接続料が設定されれば、認可の過程で接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」になることが制度上確保されることとなり、ユーザ料金の低廉化などのメリットがあると考えているからです。 ○ 光サービス卸が当面接続を代替するのであれば、制度面で接続同等の透明性が図られなければなりません。接続であれば接続事業者が必要な機能を自由に組み合わせられますが、卸ではNTT東西の判断で用意したサービスを利用するこ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸元事業者が提示する情報の不足を補い、特定卸電気通信役務の提供に係る協議の適正性を確保する観点からは、いずれの特定卸電気通信役務に関しても接続料相当額の提示義務を課すことが望ましいものの、F T T Hアクセスサービスについては、卸先事業者が自ら営む自己設置又は接続によりF T T Hアクセスサービスを提供する事業において接続料相当額から得られる情報を活用した場合、卸元事業者が一方的に競争上の不利益を被るといった競争状況への影響等を勘案し、接続料相当額指数を提示するものとしている本省令案は適当と考えます。 ○ その上で、総務省においては、F T T Hアクセスサービスにおいて当該指数を提示することが協議に与える影響を継続的に注視し、当該指数の提示によって協議の適正性の確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討すること適当と考えます。 ○ その他、接続料の算定等に関する研究会にお | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|----------|
| <p>とになります。この中には電気通信事業者である卸先が通常必要としないサービス（電気通信事業への参入コンサルティングなど）が含まれており、その対価も卸料金に含まれることが想定されますが、卸料金のうち接続料相当額が何円、各種サービスの対価が何円との情報がなければ、接続事業者が対等な料金交渉をすることが困難です。また、そもそも卸価格に対する接続料の割合が不明の中で接続料相当額の前年比だけが提示されたとしても、傾向をつかむ程度のことではできても、卸先事業者にとってそれ以上の検証は困難です。</p> <p>○ 法令で指定設備卸について原則として接続料相当額を提示すべきとしたのは、このような趣旨によるものと思いますので、競争の促進、ひいては利用者の利益のためにも、FTTHだけは指数の提示で足りるとの例外は設けるべきではありません。</p> <p>○ なお、NTT東西は第64回会合において、「卸料金を接続料相当額に連動させるということは、卸先事業者が、ユーザ数の少ない段階において、卸元事業者が負った設備投資リスク（赤字の負担）を負わずに利益のみを享受することに他ならない。」（資料64-1 p5）と主張されます。しかし、透明性確保の問題と適切な費用負担の問題は別の議論であり、投資のリスクを負った事業者が投資を回収することまで否定するものではありません。</p> <p>○ この点については、第67回会合でテレコムサービス協会FVNO委員会が佐藤先生の質問に回答しているとおり（資料67-1）、卸料金は通常接続料相当額に上乘せする形で設定されるため、ユーザ数が少ない段階では卸料金も相対的に高くなり、卸料金で接続料相当額を回収できないことは通常考えられないことから、NTT東西資料p5右グラフのような状態にはならないと考えます。（仮にそのような状態が続く場合、価格圧搾の問題が生じると考えられます。）</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> | <p>ける議論に係る御意見については、参考として承ります。</p> | |
| <p>意見11</p> <p>● 接続料相当額について接続料と比較可能な形式で提示されることを要望。</p> | <p>考え方11</p> | |
| <p>○ 1) 「接続料相当額は、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定する」ものとされておりますが、音声接続料について、接続約款では秒単位で設定されているため、音声卸料金に関する接続料相当額についても、秒単位で算定され、提示されることを要望します。</p> <p>○ 2) 「接続料相当額」が「当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定」して提示された場合、接続約款との照合ができず、接</p> | <p>○ 卸元事業者においては、接続料相当額の提示に当たり、接続約款との対応関係や接続料相当額の算定方法について適切に説明することが適当であると考えます。</p> | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---|----------|
| <p>続料に相当する額であるのかを確認することができません。そのため、「接続料相当額」の適正性を検証することのできる仕組みを設けることを要望します。 【日本通信株式会社】</p> | | |
| <p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定卸電気通信役務に関する情報提示について、MNOがMVNOに対して負担すべき金額その他の条件を提示する前であれば接続料相当額等の提示義務に係る仕組みとなっているが、負担すべき金額その他の条件が提示された後であっても接続料相当額等が提示されることを要望。 | <p>考え方12</p> | |
| <p>○ 3) 改正後の電気通信事業法第38条の2第3項では、特定卸電気通信役務を提供する事業者が当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の条件を提示することで、当該申入れをした電気通信事業者から負担すべき金額の算定方法および接続料相当額の提示を求められても、拒むことができます。このような手段を残したままでは、今回の省令案の実効性は失われるため、特定卸電気通信役務に係る情報の提示は、特定卸電気通信役務を提供する事業者による条件提示の前後を問わず可能とすることを要望します。 【日本通信株式会社】</p> | <p>○ 卸先事業者が卸元事業者に対して「協議の円滑化に資する事項」を求めることのできる期間については、本省令案ではなく、改正電気通信事業法において規定されている事項ですが、卸元事業者においては、規定の趣旨を踏まえて適切に情報提供することが適当であると考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FTTHアクセスサービスについて、接続料相当額に代えて接続料相当額指数の提示義務を課す本省令案の整理は適切。 | <p>考え方13</p> | |
| <p><FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額指数の開示について></p> <p>○ FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額はサービス原価そのものであり、卸先事業者の中に自己設置もしくは接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、その開示義務を課すことにより当社のみが一方向的に競争上の不利益を被ることに加え、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるなど、競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であることから、開示義務を課すべきではなく、FTTHアクセスサービスについては、接続料相当額に代えて、接続料相当額指数を開示するとして本改正案の整理は適切であると考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> | <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FTTHアクセスサービスの接続料相当額指数は、当該年度の指数を卸先 | <p>考え方14</p> | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|--|-------|
| <p>事業者にタイムリーに開示する観点から、接続料認可申請時に行うスタックテストで用いる数値を基に算定する考え。</p> | | |
| <p><FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額指数の算定方法について> ○ FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額指数については、当該年度の指数を卸先事業者にタイムリーに開示する観点から、当該年度の前年度実績を用いる卸料金検証における接続料相当額を基にした指数ではなく、当該年度の接続料認可申請時におけるスタックテストで用いた接続料相当額（当該年度に適用される接続料と当該年度の予測需要や収容率等を用いて算定される接続料相当額）を基にした指数を算定し提示する考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> | <p>○ 本省令案では、接続料相当額指数を「接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」をもとに算定することとしています。その算定にあたっては、卸元事業者において有する最新の情報を用いることが適当と考えます。</p> | 無 |
| <p>意見15 ● 光IP電話の接続料相当額として、コストの最小単位である接続料単金を提示する考え。</p> | <p>考え方15</p> | |
| <p><光IP電話の接続料相当額の開示について> ○ 光IP電話に係る接続料相当額は、卸料金の設定単位である基本料と通話料に対応した分計や、通話料の設定単位（OABJ着、050着、携帯着、国際）毎の分計ができないため、コストの最小単位である接続料単金（通信回数・通信時間毎）を提示する考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> | <p>○ 本省令案による改正後の電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号に規定する電気通信役務（別に告示で定める特定卸電気通信役務）については、接続料相当額の提示につき、当該特定卸電気通信役務と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位で算定することを許容していますが、その規定を適用する場合であっても、卸元事業者は、本省令案の趣旨を踏まえて、協議の円滑化に十分に資する形で提示することが望ましいと考えます。</p> | 無 |
| <p>意見16 ● 接続料相当額の提示に当たっては、算定の考え方等がMVNOへ提示されることが重要。 ● 5G（SA方式）を始めとした新たな卸役務については協議の端緒となる情報や情報開示のスケジュールが適切に開示されることを期待。</p> | <p>考え方16</p> | |
| <p>○ 情報提示義務を課す事項については、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の提示が協議の円滑化に繋がると考えておりますが、「接続料相当額」の</p> | <p>○ 卸元事業者においては、提供可能な情報について適切に提示することが望ましいと考えま</p> | 無 |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---|----------|
| <p>提示にあたっては、算定の考え方等をあわせてMVNOへ提示いただくことで、納得性や透明性が高まり、卸協議の適正性の確保に繋がると考えます。</p> <p>○ 加えて、5G（SA方式）をはじめとした新たな卸役務について、MVNOがMNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもって扱うことができるよう、協議の端緒となるMNOが実装する機能の全体像、提供開始時期や提供までの情報開示スケジュール等が適切に開示されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> <p>○ 情報提示義務を課す事項については、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を必須とすることが協議の円滑化に繋がると考えるため、「接続料相当額」、「特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途」を対象とする本省令案の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ 一方で、新規の卸役務等については、MNOとMVNOのイコールフットINGの観点から、MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に利用者向けに提供できるよう、MVNOの対応期間を勘案し、協議の端緒となりうる以下の情報を遅滞なくMVNOに提供すべきことをガイドライン等に盛り込むことが望ましいと考えます。</p> <p><5G（SA方式）に係る卸役務等、新規の卸役務> 円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが実装する機能の全体像 (例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示) ・ 提供開始時期 ・ 提供までの情報開示スケジュール 等 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p> | <p>す。</p> | |
| <p>意見17</p> <p>● 今後利用者向けに提供する新たなサービスが特定卸電気通信役務に指定された場合、当該役務が必ずしも接続メニュー化されていないことや、接続料の算定方法が確立していないことも考えられるところ、その場合については、卸電気通信役務の標準的な料金を示すことが適当。</p> | <p>考え方17</p> | |
| <p>○ 今後、自社の利用者向けに提供する新たなサービスが、特定卸電気通信役務に指定されることとなった場合、その時点において、当該役務が必ずしも接続メニュー化されないことや、接続料の算定方法が確立していないことも考えられます。</p> | <p>○ MNOが新たに提供を開始した卸電気通信役務であって、その用いる指定電気通信設備に接続料が設定されていないものについては、その卸料金の算定方法に関してMNOとMVNO</p> | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|-------|
| <p>○ そのため、省令又はMVNOガイドラインにおいては、接続メニュー化されていない等により、当該特定卸電気通信役務と同一の単位で算定することができないといった合理的な理由がある場合においては、「接続料相当額」に代えて、「標準料金」（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金）と記載すべきと考えます。</p> <p>○ 左記（注4）のとおり、接続料は「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」であり、指定電気通信設備を設置する事業者は、多岐に渡るシステム（例えば、固定資産、経理、設備管理、営業情報管理等）を整備し、接続会計を整理し、原価や需要データを取得し接続料を算定しています。</p> <p>○ 一方、『接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書』では、5G（SA方式）の機能開放について「MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行っていくことで、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当」との考え方が示されており、当社としましては、円滑な協議に資する情報を適時適切に提示していく考えですが、「接続料相当額」といった従来の接続料算定ルールに類似するような厳格な算定根拠を求められた場合、算定に時間を要するなどMVNOへ情報提示までの期間が長期化することも懸念されます。</p> <p><small>（注4）本省令案による改正後の電気通信事業法施行規則第25条の7の6</small></p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> | <p>○ との間の情報の非対称性が特に大きいと考えます。今回の制度改革の趣旨の一つが、卸料金に関するMNOとMVNOとの間の情報の非対称性の是正であることに鑑みれば、接続料が設定されていない指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務であっても特定卸電気通信役務に該当した場合には「接続料相当額」を提示する義務を課すこととする本省令案は適当と考えます。</p> | |

以上

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 松本 剛明

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|---|---|
| <p>(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分)</p> <p>第二十五条の六 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。</p> <p>(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項)</p> <p>第二十五条の七 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> | <p>(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げるFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)</p> <p>第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。</p> <p>(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)</p> <p>第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> |
| <p>【一〇三 略】</p> <p>四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。))ごとの次に掲げる事項</p> <p>【イ〜フ 略】</p> <p>一 第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務</p> | <p>【一〇三 同上】</p> <p>四 【同上】</p> <p>【イ〜フ 同上】</p> <p>一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。)</p> |
| <p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務にあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)</p> | <p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービス)にあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二 第二種指定電気通信設備を用いる特定 卸電気通信役務又は電気通信事業者の電 気通信事業の用に供する携帯電話若しく はBWAアクセスサービス（電気通信事 業報告規則第一条第二項第十四号に規定 するBWAアクセスサービスであつて、 無線設備規則第三条第十二号に規定する 時分割・直交周波数分割多元接続方式又 は時分割・シングルキャリア周波数分割 多元接続方式広帯域移動無線アクセスシ ステム及び同条第十二号の二に規定する シングルキャリア周波数分割多元接続方 式又は直交周波数分割多元接続方式広帯 域移動無線アクセスシステムのうち、同 条第十二号及び第十二号の二に規定する シングルキャリア周波数分割多元接続方 式と他の接続方式を組み合わせた接続方 式を用いることが可能なものを使用する ものに限る。）であつて特定卸電気通信 役務以外のもの（特定卸電気通信役務に 該当するもの及び通信モジュール（特定 の業務の用に供する通信に用途が限定さ れている利用者の電気通信設備をいう。 ）向けに提供するものを除く。以下この 表において同じ。）</p> | <p>二 その提供を受ける当該特定卸電気通信 役務に用いられる固定端末系伝送路設備 の電気通信回線の数が五十万以上の電気 通信事業者 三 その一端が特定移動端末設備と接続さ れる伝送路設備を設置する電気通信事業 者（その提供を受ける当該特定卸電気通 信役務に用いられる固定端末系伝送路設 備の電気通信回線の数が三万未満のもの を除く。）</p> |
| <p>二 当該第二種指定電気通信設備を設置す る電気通信事業者の特定関係法人である 電気通信事業者（その提供を受けるこの 項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用い られる伝送路設備に接続される特定移動 端末設備の数が五万未満のものを除く。 ）</p> <p>二 その提供を受けるこの項の上欄に掲げ られる卸電気通信役務に用いられる伝送路設 備に接続される特定移動端末設備の数が 五十万以上の電気通信事業者</p> | <p>〔四 略〕</p> |

〔五 略〕

| | |
|--|---|
| <p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に 供する携帯電話又はBWAアクセスサー ビス（電気通信事業者報告規則第一条第二 項第十四号に規定するBWAアクセスサ ービスであつて、無線設備規則第三条第 十二号に規定する時分割・直交周波数分 割多元接続方式又は時分割・シングルキ ャリア周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムのうち、同号に 規定するシングルキャリア周波数分割多 元接続方式と他の接続方式を組み合わせ た接続方式を用いることが可能なものを 使用するものに限る。）（通信モジュ ール（特定の業務の用に供する通信に用途 が限定されている利用者の電気通信設備 をいう。）向けに提供するものを除く。 以下この表において同じ。）</p> | <p>二 当該第二種指定電気通信設備を設置す る電気通信事業者の特定関係法人である 電気通信事業者（その提供を受ける携 帯電話又はBWAアクセスサービスに用い られる伝送路設備に接続される特定移動 端末設備の数が五万未満のものを除く。 ）</p> <p>二 その提供を受ける携帯電話又はBWA アクセスサービスに用いられる伝送路設 備に接続される特定移動端末設備の数が 五十万以上の電気通信事業者</p> |
| <p>二 当該第二種指定電気通信設備を設置す る電気通信事業者の特定関係法人である 電気通信事業者（その提供を受ける携 帯電話又はBWAアクセスサービスに用い られる伝送路設備に接続される特定移動 端末設備の数が五万未満のものを除く。 ）</p> <p>二 その提供を受ける当該F T T Hアクセ スサービスに用いられる固定端末系伝送 路設備の電気通信回線の数が五十以上 の電気通信事業者 三 その一端が特定移動端末設備と接続さ れる伝送路設備を設置する電気通信事業 者（その提供を受ける当該F T T Hアクセ スサービスに用いられる固定端末系伝 送路設備の電気通信回線の数が三万未満 のものを除く。）</p> | <p>〔四 同上〕</p> |

〔五 同上〕

(卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出)

第二十五条の七の三 法第三十八条の二第一項の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合(同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。))又は同条第五号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、第四号又は第五号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少くない卸電気通信役務の範囲)

第二十五条の七の五 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)(以外のものとする。)

一 FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)

二 携帯電話(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。))又は全国BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

三 その他総務大臣が別に告示するもの

(法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項)

第二十五条の七の六 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 接続料相当額(特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者(以下この号において「卸元電気通信事業者」という。))が、当該特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき

(卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出)

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合(同号の表の上欄一の項に掲げるFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。))にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

[新設]

[新設]

金額（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。）に相当する額であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位（前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位）で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。）

二 特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

21 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF・T・T・Hアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数（以下この項において「接続料相当額指数」という。）を提示すれば足りる。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定率上については、次の式「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」とし、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とする。

接続料相当額指数＝前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数×（接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額）

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第18の5（第25条の5関係）

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1 1-2】 略】

2 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称を除く。）の各事項について第25条の7第4号の表の上欄1の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

【3～5 略】

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

様式第18の5（第25条の5関係）

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1 1-2】 同左】

2 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称を除く。）の各事項について第25条の7第4号の表の上欄1の項に掲げるF・T・T・Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

【3～5 同左】

様式第18の7 (第25条の7の3関係)

[略]

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第18の8 (第25条の7の4関係)

[略]

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第19の2 (第25条の9関係)

特定即電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。)

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

特定即電気通信役務の提供に係るに関する協議が不能のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

不調

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

締結又は変更しようとする契約

協定の概要

様式第18の7 (第25条の7の3関係)

[同左]

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第18の8 (第25条の7の4関係)

[同左]

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

[新設]

| | |
|--|---|
| <p>予定する 契約結成 の期間</p> <p>協議の不調又は不能の理由</p> <p>その他参考となる事項</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p> <p><u>様式第19の3</u> (第25条の9関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>【注 略】</p> | <p><u>様式第19の2</u> (第25条の9関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注 同左】</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十四 略〕

〔二〇七 略〕

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十四 同上〕

〔二〇七 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、この省令の施行の際現に提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。）について、最初にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十五条の七の六第二項の規定による接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、同項ただし書の規定にかかわらず、次の式により行うものとする。

$$\text{接続料相当額指数} = 100 \times (\text{接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額})$$

3 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、この省令新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出

なければならぬ。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出報告しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出報告している場合は、この限りではない。